

《新型コロナウイルス感染症対策》 永平寺町事業者 応援事業!

その1

● 資金繰り支援 (利子補給)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業継続が困難になり、県の経営安定資金による資金繰り融資を受ける場合、支払った利子額を、永平寺町が補助します。

■対象となる融資制度

福井県経営安定資金(コロナ対策分)
福井県新型コロナウイルス感染症対応資金

■補助期間

福井県経営安定資金(コロナ対策分) ⇒ 借入から3年間
福井県新型コロナウイルス感染症対応資金
⇒ 借入から3年間は国が補助、その後の、4年目・5年目を町が補助

その2

上記の融資制度を借りる方で、至急、資金が必要であることを理由に融資実行までつなぎの融資を受ける場合、永平寺町がつなぎの融資の利子も一部補助します。

■対象となる融資 借入先金融機関の融資

■利子補助額

利子補給その1の融資利率を上限

■対象要件

- ・福井県経営安定資金(コロナ対策分)又は福井県新型コロナウイルス感染症対応資金の融資実行が前提とされていること。
- ・上記融資の融資実行日までに、至急、経営安定を目的とした資金繰り資金が必要となり、つなぎとして資金を借入すること。

お問合せ先 永平寺町役場 2階 商工観光課 TEL 61-3921